

予算の公表について（公告）

令和5年3月22日新潟県議会において議決された令和5年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和4年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

令和5年度新潟県一般会計予算

令和5年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,342,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負

担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方

債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金	額
第1款	県	税	第1項 県民税 第2項 県事業税 第3項 県土地消費税 第4項 県不動産取得税 第5項 県たばこ税 第6項 県ゴルフ場利用税 第7項 県軽油引取税 第8項 県自動車税 第9項 県鉾区税 第10項 県狩猟税 第11項 県核燃料税 第12項 県産業廃棄物税 第13項 県旧法による税	281,139,000 64,108,000 70,532,000 81,027,000 4,228,000 2,358,000 469,000 21,617,000 31,766,000 28,000 10,000 4,713,000 143,000 140,000	千円
第2款	地方消費税清算金		第1項 地方消費税清算金	118,192,000 118,192,000	

第3款	地方譲与税	第1項 特別法 第2項 地方 第3項 石油 第4項 自動車 第5項 森林 第6項 航空	譲与税 譲与税 ガス譲与税 重量譲与税 環境譲与税 燃料譲与税	42,567,000 38,442,000 3,550,000 142,000 328,000 103,000 2,000
第4款	地方特例交付金	第1項	地方特例交付金	1,090,000 1,090,000
第5款	地方交付税	第1項	地方交付税	254,900,000 254,900,000
第6款	交通特別交付金	第1項	交通安全対策特別交付金	410,000 410,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 第2項	分担金 負担金	3,038,288 906,214 2,132,074
第8款	使用料及び手数料	第1項 第2項	使用料 手数料	14,299,328 10,789,127 3,510,201

第9款	国庫支出金	第1項 第2項 第3項	国庫金 国庫金 国庫金	国庫金 国庫金 国庫金	第1項 第2項 第3項	国庫金 国庫金 国庫金	144,142,784 27,735,458 114,416,597 1,990,729
第10款	財産収入	第1項 第2項	財産収入 財産収入	運費用収入 売払収入	第1項 第2項	運費用収入 売払収入	3,858,982 1,296,073 2,562,909
第11款	寄附金	第1項	寄附金	附金	第1項	附金	1,430,693 1,430,693
第12款	繰入金	第1項 第2項	繰入金 繰入金	特別会計繰入金 基金繰入金	第1項 第2項	特別会計繰入金 基金繰入金	23,241,512 4,628,311 18,613,201
第13款	諸収入	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	諸収入 延滞金加算金及び過料等 利子収入 公営企業貸付金収入 貸付金収入 受託事業収入 収益事業収入 利子割精算金収入	延滞金加算金及び過料等 利子収入 公営企業貸付金収入 貸付金収入 受託事業収入 収益事業収入 利子割精算金収入	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	延滞金加算金及び過料等 利子収入 公営企業貸付金収入 貸付金収入 受託事業収入 収益事業収入 利子割精算金収入	235,069,413 192,434 11,553 14,388,592 196,882,277 16,922,134 1,890,582 1

	第 8 項 雜	入	4,781,840
第 14 款 県	債		219,321,000
	第 1 項 県	債	219,321,000
第 15 款 繰 越	金		160,000
	第 1 項 繰 越	金	160,000
歳	入	合 計	1,342,860,000

2 歳 出			
款	項	金額	金額
第 1 款 議 会	第 1 項 議 会 費		1,414,642 1,414,642
第 2 款 総 務	第 1 項 政 策 費 第 2 項 政 務 管 理 費 第 3 項 政 務 計 画 費 第 4 項 政 務 調 査 費 第 5 項 市 町 村 振 興 費 第 6 項 市 選 挙 費 第 7 項 人 事 委 員 会 費 第 8 項 監 査 委 員 費		26,326,284 6,029,370 10,206,821 540,771 7,067,525 1,125,670 977,978 140,479 237,670
第 3 款 環 境	第 1 項 環 境 政 策 費 第 2 項 環 境 対 策 費 第 3 項 資 源 循 推 進 費 第 4 項 防 災 費		4,683,351 807,782 764,727 603,630 2,507,212
第 4 款 福 祉 保 健	費		194,550,524

	第1項 福祉保費	22,021,109
	第2項 国保・福祉指導費	44,964,876
	第3項 地域医療政策費	10,923,812
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,263,440
	第5項 高齢福祉保費	43,753,096
	第6項 健康対策費	4,540,117
	第7項 生活衛生費	5,445,520
	第8項 障害福祉社費	23,121,865
	第9項 子ども家庭策費	24,416,141
	第10項 感染症対策費	13,100,548
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	2,874,859
	第2項 しごと定住促進費	116,976
	第3項 雇用能力開発費	659,825
		2,098,058
第6款 産業費	第1項 産業政策費	219,993,296
	第2項 地域産業振興費	2,318,416
	第3項 創業・イノベーション推進費	199,054,604
	第4項 産業立地費	1,601,813
	第5項 観光光費	10,880,424
	第6項 国際観光光費	1,727,237
		270,067

	<p>第7項 文 ス</p> <p>第8項</p>	<p>化 一</p> <p>ツ</p> <p>費</p> <p>費</p>	<p>2,478,267</p> <p>1,662,468</p>
<p>第7款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>第1項 農 業 總 務 費</p> <p>第2項 地 域 農 政 推 進 費</p> <p>第3項 農 産 園 芸 費</p> <p>第4項 經 営 普 及 費</p> <p>第5項 食 品 ・ 流 通 費</p> <p>第6項 畜 産 業 費</p> <p>第7項 水 産 業 費</p> <p>第8項 林 業 費</p> <p>第9項 農 地 管 理 費</p> <p>第10項 農 地 基 盤 整 備 費</p> <p>第11項 農 地 計 画 費</p>	<p>65,253,081</p> <p>3,404,316</p> <p>7,090,037</p> <p>1,770,947</p> <p>3,367,280</p> <p>509,519</p> <p>898,010</p> <p>3,001,769</p> <p>10,965,344</p> <p>5,767,157</p> <p>27,182,300</p> <p>1,296,402</p>	
<p>第8款 土 木 費</p>	<p>第1項 土 木 管 理 費</p> <p>第2項 道 路 橋 梁 費</p> <p>第3項 河 川 岸 費</p> <p>第4項 砂 防 費</p> <p>第5項 都 市 計 画 費</p> <p>第6項 都 市 建 築 費</p>	<p>141,799,713</p> <p>10,906,239</p> <p>57,416,894</p> <p>22,261,055</p> <p>12,886,425</p> <p>7,143,450</p> <p>20,369,874</p>	

第7項	交通	港	通	政	策	費	2,177,118
第8項	港	灣	振	興	費	費	457,694
第9項	港	灣	港	費	費	費	7,312,175
第10項	空	港	港	費	費	費	868,789
第9款	警	察	費	管	理	費	50,831,366
				行	政	費	46,931,628
				察	費	費	3,899,738
第10款	教	育	費	總	務	費	156,212,501
				學	校	費	7,514,583
				中	校	費	76,804,282
				等	校	費	41,340,293
				支	學	費	17,227,625
				別	援	費	397,886
				徒	指	費	510,437
				學	導	費	523,031
				健	推	費	10,417,261
				體	進	費	1,477,153
				育	育	費	
				學	興	費	
				教	振	費	
				大	學	費	
第11款	災	害	復	農	林	費	7,332,030
				水	施	費	2,692,560
				產	設	費	4,639,470
				災	災	費	
				害	害	費	
				復	復	費	
				舊	舊	費	
第12款	債	償	費	土	木	費	301,082,956
				施	施	費	
				設	設	費	
				災	災	費	
				害	害	費	
				復	復	費	
				舊	舊	費	

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
電子データ等作成業務委託契約		令和6年度から 令和8年度まで			14,300千円			
行政手続オンライン化システム構築・運用業務委託契約 (市町村共同利用分)		令和6年度から 令和8年度まで			96,705千円			
新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式貸借契約		令和6年度			4,447千円			
自治研修所研修外部委託契約		令和6年度から 令和7年度まで			119,534千円			
新潟県情報通信ネットワーク衛星系無線設備更新工事 設計業務委託契約		令和6年度			34,465千円			
税総合オンラインシステム運用管理委託契約		令和6年度から 令和10年度まで			495,102千円			
県税徴収金収納データ等作成業務委託契約		令和6年度			4,229千円			
電子申告審査システム等ASPサービス提供業務委託契約		令和6年度から 令和10年度まで			54,953千円			
令和5年度における地方債の共同発行によって生ずる 連帯債務		令和5年度から 令和15年度まで			元金1,042,000千円及び 当該額に対する利子相当額			
令和5年度における地方債の共同発行によって生ずる 連帯債務(グリーンボンド)		令和5年度から 令和15年度まで			元金103,000千円及び 当該額に対する利子相当額			
離職者等再就職訓練委託契約		令和6年度			79,288千円			

若年者職業能力開発訓練委託契約	令和6年度	9,564千円	
海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和6年度	83,447千円	
イノベーション推進事業補助金交付決定	令和6年度	40,800千円	
次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和6年度	20,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構が令和5年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。	令和6年度から令和16年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が令和5年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和6年度から令和16年度まで	202,412千円	新潟県信用保証協会が令和5年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和6年度	11,000千円	
コシノジュンコシノジュン(仮称)開催費用負担協定(仮称)	令和5年度から令和6年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が令和5年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金93,978千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和6年度から令和25年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,030,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業近代化資金利子補給契約	令和6年度から令和23年度まで		農業経営負債軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負債軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和6年度から令和25年度まで		漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額318,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和6年度から令和15年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和5年度から令和30年度まで	新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
県営かんがい排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和6年度	39,600千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸（1期）地区工事請負契約	令和6年度	10,702千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和6年度	8,538千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和6年度	28,199千円
県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約	令和6年度から令和7年度まで	300,000千円
県営かんがい排水事業福島地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円
県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円
県営かんがい排水事業大江中流部地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円
県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円
県営かんがい排水事業沖山地区工事請負契約	令和6年度	41,000千円

県営かんがい排水事業花立川地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円	
県営かんがい排水事業額城地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円	
県営かんがい排水事業豊浦郷地区工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	250,000千円	
県営かんがい排水事業清津川右岸地区工事請負契約	令和6年度	17,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業渦川（2期）地区工事請負契約	令和6年度	192,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和6年度	128,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業加茂郷地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田上郷地区工事請負契約	令和6年度	25,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業五十嵐川沿岸Ⅱ期地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業高根川沿岸地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業胎内川沿岸地区工事請負契約	令和6年度	126,000千円	
県営農地防災排水事業西浦原排水4期地区工事請負契約	令和6年度	160,400千円	
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸（1期）地区工事請負契約	令和6年度	37,298千円	

県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和6年度	51,462千円	
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和6年度	61,801千円	
県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和6年度	180,000千円	
県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営湛水防除事業安野川5期地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円	
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和6年度	70,000千円	
県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和6年度	120,000千円	
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円	
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和6年度	300,000千円	
県営湛水防除事業正庵角庵地区工事請負契約	令和6年度	89,000千円	
県営湛水防除事業長浦岡方地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営湛水防除事業葛塚地区工事請負契約	令和6年度	29,000千円	
県営湛水防除事業新堀川地区工事請負契約	令和6年度	62,000千円	
県営湛水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	令和6年度	3,000千円	

県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区工事 請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業神納用水路地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円	
県営ため池等整備事業堀川地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業左岸頭首工地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円	
県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負 契約	令和6年度	140,000千円	
県営ため池等整備事業細越第1地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円	
県営ため池等整備事業細越第2地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業暮坪地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
県営ため池等整備事業西川注水地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業五十嵐川下流部頭首工地区工事 請負契約	令和6年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業下流部頭首工地区工事請負契約	令和6年度	15,000千円	
県営ため池等整備事業佐印川排水路地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円	
県営ため池等整備事業旧関根川地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円	

県営ため池等整備事業瀬波地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和6年度	117,000千円
県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和6年度	300,000千円
県営地盤沈下対策事業亀田郷阿賀地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営地盤沈下対策事業庄瀬地区工事請負契約	令和6年度	10,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟北地区工事請負契約	令和6年度	23,000千円
国営附帯県営農地防災事業白根郷5期地区工事請負契約	令和6年度	40,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業内ノ沢堤地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業蛇化谷地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業下馬場地区工事請負契約	令和6年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和6年度	109,000千円
県営経営体育成基盤整備事業岩実地区工事請負契約	令和6年度	30,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円

県営営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和6年度	71,000千円
県営営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	640,000千円
県営営体育成基盤整備事業下里地区工事請負契約	令和6年度	59,000千円
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区工事請負契約	令和6年度	35,000千円
県営営体育成基盤整備事業西江地区工事請負契約	令和6年度	8,000千円
県営営体育成基盤整備事業平木田柳原地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合2期地区工事請負契約	令和6年度	19,000千円
県営営体育成基盤整備事業新津郷田上地区工事請負契約	令和6年度	37,000千円
県営営体育成基盤整備事業新関地区工事請負契約	令和6年度	36,000千円
県営営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和6年度	123,000千円
県営営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和6年度	169,000千円
県営営体育成基盤整備事業大原地区工事請負契約	令和6年度	103,000千円
県営営体育成基盤整備事業笠木地区工事請負契約	令和6年度	78,000千円
県営営体育成基盤整備事業富永・吉米地区工事請負契約	令和6年度	77,000千円

県営経営体育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和6年度	65,000千円
県営経営体育成基盤整備事業笠木2期地区工事請負契約	令和6年度	25,000千円
県営経営体育成基盤整備事業大原2期地区工事請負契約	令和6年度	60,000千円
県営経営体育成基盤整備事業針ヶ曽根2期地区工事請負契約	令和6年度	42,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上横場地区工事請負契約	令和6年度	68,000千円
県営経営体育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和6年度	62,000千円
県営経営体育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和6年度	74,000千円
県営経営体育成基盤整備事業平野新2期地区工事請負契約	令和6年度	9,000千円
県営経営体育成基盤整備事業東中地区工事請負契約	令和6年度	3,000千円
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業金ヶ沢地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央2期地区工事請負契約	令和6年度	38,000千円
県営経営体育成基盤整備事業干溝地区工事請負契約	令和6年度	8,000千円
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和6年度	53,000千円

県営営体育成基盤整備事業大月地区工事請負契約	令和6年度	31,000千円	
県営営体育成基盤整備事業大月2期地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円	
県営営体育成基盤整備事業木落地区工事請負契約	令和6年度	18,000千円	
県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和6年度	80,000千円	
県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉2期地区工事請負契約	令和6年度	4,000千円	
県営営体育成基盤整備事業五日市・内方地区工事請負契約	令和6年度	14,000千円	
県営営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円	
県営営体育成基盤整備事業山口地区工事請負契約	令和6年度	26,000千円	
県営営体育成基盤整備事業和田地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円	
県営営体育成基盤整備事業矢田地区工事請負契約	令和6年度	7,000千円	
県営営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和6年度	57,000千円	
県営営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和6年度	28,000千円	
県営営体育成基盤整備事業高田地区工事請負契約	令和6年度	68,000千円	
県営営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和6年度	55,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業和田北部地区工事請負契約	令和6年度	24,000千円
県営経営体育成基盤整備事業青野地区工事請負契約	令和6年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業三郷地区工事請負契約	令和6年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業あわら地区工事請負契約	令和6年度	41,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川島・坂井地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長江地区工事請負契約	令和6年度	5,000千円
県営経営体育成基盤整備事業新貝地区工事請負契約	令和6年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業谷根・出地区工事請負契約	令和6年度	11,000千円
県営中山間地域対策事業若栃地区工事請負契約	令和6年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和6年度	13,000千円
県営中山間地域対策事業前島宮島地区工事請負契約	令和6年度	16,000千円
県営中山間地域対策事業芋坂時之島地区工事請負契約	令和6年度	19,000千円
県営中山間地域対策事業荒金堂島新田地区工事請負契約	令和6年度	20,000千円

県営中山間地域対策事業入間地区工事請負契約	令和6年度	13,000千円	
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	令和6年度	54,000千円	
一般国道113号胎内大橋下部工事請負契約	令和6年度	250,000千円	
一般国道352号壹峠トンネルから奥ノ院トンネル間橋上部工事請負契約	令和6年度	300,000千円	
一般国道404号小坂橋下部工事請負契約	令和6年度	75,000千円	
県道佐渡一周線石名川橋下部工事請負契約	令和6年度	150,000千円	
一般国道289号除雪機械格納庫建設工事請負契約	令和6年度	280,000千円	
県道黒部柏崎線仮設橋賃借契約	令和6年度から 令和8年度まで	30,000千円	
道路照明灯E S C O事業委託契約	令和6年度から 令和16年度まで	1,800,000千円	
一級河川中ノ口川広域河川改修工事請負契約	令和6年度	285,000千円	
一級河川浄土川広域河川改修工事請負契約	令和6年度	180,000千円	
一級河川道満川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 長岡市)	令和6年度	60,000千円	
ダムE S C O事業委託契約	令和6年度から 令和27年度まで	194,000千円	
飯門田新田線橋梁下部工事請負契約	令和6年度	200,000千円	

県立植物園変電設備更新工事請負契約	令和6年度	60,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和5年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額800,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
信濃川下流域下水道新潟処理区建築工事請負契約	令和6年度	132,000千円	
信濃川下流域下水道新津処理区建築工事請負契約	令和6年度	181,000千円	
信濃川下流域下水道長岡処理区建築工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
魚野川流域下水道堀之内処理区建築工事請負契約	令和6年度	160,500千円	
阿賀野川流域下水道新井郷川処理区建築工事請負契約	令和6年度	50,000千円	
港湾改修費工事請負契約	令和6年度	200,000千円	
警備艇定期検査工事請負契約	令和6年度	58,232千円	
西蒲警察署屋上外壁改修工事請負契約	令和6年度	58,142千円	
南魚沼警察署外構工事請負契約	令和6年度	147,346千円	
運転免許センター長岡支所空調設備改修工事請負契約	令和6年度	63,800千円	
新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	18,490千円	
県立図書館変電・蓄電池設備更新工事請負契約	令和6年度	117,533千円	

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	12,696,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川	8,878,000				
海岸	590,000				
砂防	5,802,000				
街路	575,000				
公園	683,000				
公営住宅建設	315,000				
港湾	3,534,000				
空港	329,000				
水産	74,000				
漁業	420,000				
林業	474,000				
治山	2,227,000				
農地	6,188,000				
災害復旧事業	2,325,000				
学校教育施設等整備事業	2,188,000				
生涯学習施設等整備事業	189,000				
社会福祉施設整備事業	328,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	236,000				

地域活性化事業費	1,185,000			
防災対策事業費	11,026,000			
地方道路等整備事業費	6,197,000			
合併特例事業費	1,332,000			
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	428,000			
河川等整備事業費	74,000			
臨時高等学校改築等事業費	2,000			
警察施設整備事業費	701,000			
交通安全施設整備事業費	579,000			
本庁舎改修事業費	348,000			
地域機関改修事業費	345,000			
石綿対策事業費	133,000			
脱炭素設備整備事業費	94,000			
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000			
国立・国定公園施設整備事業費	3,000			
長岡屋内総合プール改修事業費	2,000			
医療体制整備事業費	158,000			
県政記念館改修事業費	140,000			
農林水産業振興事業費	30,000			
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	68,000			
北越急行株式会社補助事業費	67,000			
公共施設等除却費	94,000			

			<p>3,000,000</p> <p>138,229,000</p> <p>7,000,000</p> <p>219,321,000</p>	<p>債 債 債</p> <p>進 策</p> <p>推 對</p> <p>革 換 政</p> <p>改 財</p> <p>政 時</p> <p>行 借 臨</p> <p>合 計</p>
--	--	--	--	---

令和5年度新潟県債管理特別会計予算

令和5年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,748,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	193,748,931 193,748,931
歳入	合計	193,748,931

2 歳 出			金 額
款	項	債 費	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費		193,748,931
			193,748,931
歳 出	合 計		193,748,931

千円

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 地域貸付事業	第1項 繰越金	212,956
	第1項 繰入金	212,956
歳入	合計	212,956

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 地 貸 域 づ く 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		千円 212,956 212,956
歳 出 合 計			212,956

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,898千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 災害救助事業収入		215,898
	第1項 国庫支出金	54,992
	第2項 財産収入	1,189
	第3項 繰上金	142,246
	第4項 雑収入	5
	第5項 分担金及び負担金	17,466
歳 入	合 計	215,898

2 歳 出		
款	項	金 額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費 第 2 項 基 金 積 立 金 第 3 項 県 債 費	215,898 169,735 1,189 44,974
歳	出	計
		215,898

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,536,631千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 国民健康保険事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	187,536,631
	第2項 国庫支出金	48,680,865
	第3項 財産収入	47,745,873
	第4項 繰入金	6,988
	第5項 雑収入	12,979,604
	第6項 繰越金	78,123,300
		1
歳 入	合 計	187,536,631

2 歳 出			金 額
款	項		
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務費		187,536,631
	第 2 項 事業費		3,857
	第 3 項 基金積立金		185,886,865
	第 4 項 諸支出金		6,988
			1,638,921
歳 出	合 計		187,536,631

千円

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627,588千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入		千円
	第1項 繰入金	627,588
	第2項 雑収入	3,344
	第3項 繰越金	233,598
		390,646
歳 入	合 計	627,588

2 歳 出			金 額
款	項		
第 1 款 母 貸 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 付 事 業 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		627,588 627,588
歳 出 合 計			627,588

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,380千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身障害児者総合収入		19,380
	第1項 財産収入	26
	第2項 寄付金	10
	第3項 繰入金	19,343
	第4項 雑収入	1
歳 入	合 計	19,380

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款 心 施 身 障 害 兒 事 者 業 總 合 費	第 1 項 基 金	積 立 金	19,380 11
	第 2 項 繰 出	金	19,369
歲 出		合 計	
		19,380	

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ735,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 取		千円
	第1項 繰入	735,939
	第2項 諸収入	7,557
	第3項 県債	318,439
	第4項 繰越	200,000
		209,943

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合</p>	<p>計</p>	<p>735,939</p>
----------	----------	----------	----------	----------------

2 歲 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	735,939	千 円
	第 2 項 票 據 債 費	414,849	
	第 3 項 練 習 出 金	207,618	
	第 3 項 練 習 出 金	113,472	
歲	合 計	735,939	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	法
小規模企業者等設備導入資金費 貸付	千円 200,000	普通貸借	年0.5パーセント以内		独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 林業付 改善 事業 収入 金	第1項 諸 収入 第2項 繰 越 金	265,054 70 264,984
第2款 木材産業等高度化推進資金 貸付 事業 収入 金	第1項 諸 収入	128,871 71,000

	第 2 項 県 第 3 項 繰	越	債 金	43,000 14,871
第 3 款 林貸 業就 業付 業促 進資 金入	第 1 項 繰	越	金	2,100 2,100
歳	入	合	計	396,025

2 歲 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款	林業改善事業 貸付	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 繰出資金	265,004 193,671 71,333
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 債券費	114,000 86,000 28,000
第 3 款	林業就業促進事業 貸付	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歲	出	合 計	396,025

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進事業 貸付金費	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,790千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入		50,790
	第2項 諸収入		80
	第3項 繰越		61
	合 計		50,649
歳 入 計			50,790

2 歲 出			金 額
款	項	款	額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 付 貸 第 1 項	資 金 費	50,740
		業 費	50,740
第 2 款	予 備	費	50
	予 備	費	50
歲 出 合 計		計	50,790

令和5年度新潟県有林事業特別会計予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	139,374
	第2項 財産収入	38,711
	第3項 繰入金	6,240
	第4項 県債	77,452
	第5項 繰越金	9,000
		7,971

千円

<p style="text-align: center;">歲</p>	<p style="text-align: center;">入</p>	<p style="text-align: center;">合</p>	<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">139,374</p>
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	138,374	
	第 2 項 県 債 費	60,922	
	第 3 項 県 出 金	53,452	
	第 3 項 繰 上 償 還 金	24,000	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000	
	第 1 項 予 備 費	1,000	
歳 出	合 計	139,374	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 9,000	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和5年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 用地先行取得事業収入		125,386
	第1項 財産収入	125,335
	第2項 繰入金	51
歳 入	合 計	125,386

千円

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 用地先行取得事業費	第 1 項 県 債		125,386
	第 2 項 繰 出 費 金		125,249
			137
歳	出	合 計	125,386

千円

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ401,915千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	401,915
	第2項 繰入金	400,000
		1,915
歳 入	合 計	401,915

千円

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費	401,915	千 円
	第 2 項 繰 出 金	1,915	
合 計		401,915	

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,901,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

2 歲 出			
款	項	金	額
第 1 款 港 灣 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	3,901,184	千 円
	第 2 項 事 業 費	2,558,967	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	153	
	第 2 項 予 備 費	153	
歲 出 合 計		3,901,337	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備 借	千円 1,925,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
計	2,342,000				

令和5年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予定量
1	営業関係	供給電力量	MWh 381,815
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	電気事業収益	12,692,791
第1項	営業収益	12,566,852
第2項	財務収益	3,480
第3項	事業外収益	122,459

支		出
第1款	電気事業	費用
第1項	営業	費用
第2項	財務	費用
第3項	事業	外費用
第4項	予備	費用
		千円
		7,343,241
		6,524,551
		143,134
		655,556
		20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,246,930千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入
第1款	資本的	収入
第1項	企業	債
第2項	固定資産	売却代金
第3項	貸付金	返済金
第4項	受託	金
第5項	雑収	入
		千円
		3,705,564
		3,288,000
		1
		410,000
		7,553
		10

支 出	
第1款 資本的支出	10,952,494 千円
第1項 建設改良費	5,023,830
第2項 企業債償還	1,916,737
第3項 企業投資	3,374
第4項 其他會計繰出	4,000,000
第5項 受託工事費	7,553
第6項 雜支	1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て 人 財 源			
				過年度 損留 定資金	当年度 損留 定資金	經營安定 積立金	地域振興 積立金
第1項 建設改良費	5,023,830 千円	3,288,001 千円	1,735,829 千円	1,022,878 千円	55,165 千円	207,000 千円	450,786 千円
第2項 企業債償還	1,916,737	410,000	1,506,737	1,506,737			
第3項 企業投資	3,374		3,374	3,374			
第4項 其他會計繰出	4,000,000		4,000,000			4,000,000	
第5項 受託工事費	7,553	7,553					
第6項 雜支	1,000	10	990	990			
計	10,952,494	3,705,564	7,246,930	2,533,979	55,165	207,000	450,786

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
猿田貯水池敷国有地借上料	令和6年度から 令和7年度まで		千円 18,120
奥三面発電所水車発電機分解点検整備工事	令和6年度		495,000
奥三面発電所取水口ゲート整備工事	令和6年度		92,730
奥三面発電所放水路ゲート整備工事(修繕分)	令和6年度		59,411
胎内第三発電所水車発電機分解点検整備工事	令和6年度から 令和7年度まで		385,000
緊急対応費	令和6年度		50,000
胎内川第一線特別高圧電線路敷国有地借上料	令和6年度から 令和14年度まで		6,678
三面発電所2号自動給水弁更新工事	令和6年度		17,600
三面発電所非常用発電機設置工事	令和6年度		99,445
三面発電所送電線保護継電器更新工事	令和6年度から 令和7年度まで		98,769
奥三面発電所取水口換気装置更新工事	令和6年度		4,235
奥三面発電所放水路ゲート整備工事(増強分)	令和6年度		6,666

	胎内第二発電所受変電設備更新工事	令和6年度から令和8年度まで	628,000
	胎内第二発電所配電盤更新工事	令和6年度から令和8年度まで	260,000
	胎内第三発電所発電機固定子コイル更新工事	令和6年度から令和7年度まで	319,000
	笠堀発電所所内変圧器更新工事	令和6年度	4,961
	笠堀発電所東北電力配電線盤更新工事	令和6年度	165,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業	千円 3,288,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	1,048,881	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分			予 定 量
	給 水 先 数	給 水 量	給 水 量	
1 営業関係	1 給 水 先 数	年間 給 水 量	平均 給 水 量	91か所 50,948,422立方メートル 138,824立方メートル
	2 年間 給 水 先 数	年間 給 水 量	平均 給 水 量	
	3 1日 給 水 先 数	1日 給 水 量	平均 給 水 量	
2 建設改良関係	1 新潟臨海工業用水道改築事業	既設設備の増強	改良	一式 一式
	2 既設設備の増強	改良		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	1,782,312
第1項 営業収益	1,536,440
第2項 営業外収益	245,872

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,111,556
第1項 営業費用	2,077,426
第2項 営業外費用	24,130
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額594,010千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入	
第1款 資本的収入	21,609
第1項 固定資産売却代金	30
第2項 雑収入	21,579

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設改良費	615,619
第2項 企業債還金	490,910
第3項 企業債投資	124,694
	15

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源		
				減 積 立 金	建設改良 積 立 金	過 損 留 保 資 年 勘 定 金
第1項 建設改良費	千円 490,910	千円 21,609	千円 469,301	千円	千円	千円
第2項 企業債還金	124,694		124,694	24,026	267,560	160,008
第3項 投資	15		15			15
計	615,619	21,609	594,010	24,026	267,560	260,691
						41,733

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
笹山浄水場2号配水ポンプ イシュー部品購入工事	令和6年度		千円 8,965
上越工業用水道1号堰堤制水門 分点検整備工事	令和6年度		9,207
緊急対応修繕工事	令和6年度		50,000
沢口導水ポンプ場高圧受変電設備更新工事	令和6年度		46,068

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職員給与費	千円 372,224
2 交際費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,943千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和5年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係	土地	の	売却
				平方メートル 75,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用地造成事業	収益
		1,642,564
第1項	営業	収益
		852,069
第2項	営業外	収益
		790,495

千円

支		出
第1款	工業用地造成事業費用	889,269
第1項	営業費用	882,323
第2項	営業外費用	5,946
第3項	予備費	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額795,037千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
第1款	資本的支出	795,037
第1項	工業用地造成費用	67,644
第2項	企業債償還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	410,000
第4項	雑支出	10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 67,644	千円	千円 67,644	千円 67,644	千円
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	
第4項 雑 支 出	10		10	10	
計	795,037		795,037	795,037	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与	費 金	額
1 職 員	給 与		千円 56,769
2 交 際	交 際		18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,332千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種類	名称	所在地	数量	処分の様
土地	工業用地	上越市	平方メートル 14,000	売却
		阿賀野市	61,000	売却

令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却	却	平方メートル 7,572

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		入
第1款	用地造成事業収益	93,614
第1項	営業収益	90,274
第2項	営業外収益	3,340

千円

支		出	
第1款	用地造成事業費用	64,539	千円
第1項	営業費用	64,430	
第2項	営業外費用	109	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,041,000千円と定める。

令和5年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			2,467床
年間患者数	入院	院	680,000人
	外来	来	1,134,000人
		計	1,814,000人
1日平均患者数	入院	院	1,858人
	外来	来	4,667人
		計	6,525人
主な建設改良事業	1 病院改築	関係	一式
	加茂病院改築	事業	一式
	十日町病院改築	事業	一式
	吉田病院改築	事業	一式

		2 病院増築関係業 妙高病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 中央病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	一 式 一 式 一 式 一 式 一 式
--	--	---	---------------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 病院事業	収益	76,833,939
第1項 医業	収益	61,721,489
第2項 医業外	収益	15,112,250
第3項 特別	利益	200

支出		千円
第1款 病院事業	費用	78,337,440
第1項 医業	費用	76,443,625
第2項 医業外	費用	1,893,615
第3項 特別	損失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,856,369千円は、過年度分損益勘定留保資金1,856,369千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入	6,970,120	
第1項 投資回収	811	
第2項 企業債	2,878,000	
第3項 補助金	12,314	
第4項 負担金交付金	4,074,516	
第5項 その他資本的収入	4,479	

支 出		千円
第1款 資本的支出	8,826,489	
第1項 建設改良費	3,319,542	
第2項 無形固定資産	5,317	
第3項 投資	811	
第4項 償還	5,500,819	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	169,205	5	千円 75,912
				6	53,717
				7	32,040
				8	7,536

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
十日町病院医師公舎借上契約	令和6年度から 令和9年度まで	千円 24,960

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 2,878,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費	37,616,460	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,015,582千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,735,995千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)		1	式
	器	医療情報総合システム		1	式
	械	勤怠管理システム		1	式

令和5年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			649床
年間患者数	入院	院	181,000人
	外来	来	285,000人
		計	466,000人
1日平均患者数	入院	院	510人
	外来	来	1,204人
		計	1,714人
主な建設改良事業	1	病院新築関係	一式
	2	県中央基幹病院新築事業 総合医療情報システム整備事業	一式
	3	医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中の固定資産除却費13,991千円の財源に充てるため、企業債13,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	3,910,469
第1項 医業収益	63,393
第2項 医業外収益	3,847,076

支 出	
第1款 病院事業費用	4,019,778
第1項 医業費用	2,827,293
第2項 医業外費用	1,178,494
第3項 特別損失	13,991

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	資本的収入	26,472,899
第1項	企業補助金	24,512,000
第2項	交付金	9,120
第3項	負担金	1,951,779

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,472,899
第1項	建設改良費	25,884,535
第2項	無形固定資産	2,554
第3項	償還金	585,810

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費 公営企業施設等除却費	千円 24,512,000 13,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。
合計	24,525,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,525,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,523,539千円である。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	医療情報総合システム	二	式
	検体検査機器	二	式
	X線テレビ装置	一	式
	リニアック	一	式
	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	二	式
	X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	二	式
	ガンマカメラ	一	式
	心臓血管造影撮影装置 (アンギオ)	一	式
	採血管準備システム	一	式
	薬剤器機	一	式
	注射薬払出システム	一	式
	人工透析療法関連機器	一	式
	内視鏡手術システム	一	式
	手術室映像記録配信システム	一	式
	生理検査機器	一	式

令和5年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	79,578,926	立方メートル	
	3	一日平均処理水量	218,024	立方メートル	
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 流域下水道事業収益		12,920,981
第1項 営業収益		4,721,283
第2項 営業外収益		8,199,688
第3項 特別利益		10

支 出		千円
第1款 流域下水道事業費用		12,112,227
第1項 営業費用		11,197,117
第2項 営業外費用		815,100
第3項 特別損失		10
第4項 予備費		100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,274,961千円は、当年度分損益勘定留保資金1,426,850千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303千円、当年度利益剰余金処分額808,754千円及び繰越利益剰余金処分額39,054千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	4,630,155
第1項	企 業 債 金	1,337,800
第2項	国 庫 補 助 金	2,183,100
第3項	他 会 計 補 助 金	46,432
第4項	負 担 金	991,523
第5項	基 礎 入 金	71,300

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	6,905,116
第1項	建 設 改 良 費	4,166,155
第2項	企 業 債 償 還 金	2,717,803
第3項	負 担 金 返 還 金	3,333
第4項	基 礎 積 立 金	17,825

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
信濃川建設	下流工事 流域事 下水道請 負新 濁処理 契約区	令和6年度				660,000 千円
信濃川建設	下流工事 流域事 下水道請 負新 津処理 契約区	令和6年度				342,000
信濃川建設	下流工事 流域事 下水道請 負長 岡処理 契約区	令和6年度				324,000
魚野川建設	下流工事 流域事 下水道請 負六 日町処理 契約区	令和6年度				144,000
魚野川建設	下流工事 流域事 下水道請 負之 内処理 契約区	令和6年度				1,017,000
阿賀野川建設	下流工事 流域事 下水道請 負新 井郷川処理 契約区	令和6年度				656,000
西川流域	下水道西川処理区建設工事請負契約	令和6年度				426,000
信濃川建設	下流工事 流域工 下水道新 濁処理 委託区	令和6年度				132,000
信濃川建設	下流工事 流域工 下水道新 津処理 委託区	令和6年度				181,000
信濃川建設	下流工事 流域工 下水道長 岡処理 委託区	令和6年度				50,000
魚野川建設	下流工事 流域工 下水道之 内処理 委託区	令和6年度				160,500
阿賀野川建設	下流工事 流域工 下水道新 井郷川処理 委託区	令和6年度				50,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 借換債	千円 945,100 392,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合 計	1,337,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
職員給与費	302,903 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,521,753千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち847,808千円は、次のとおり処分するものと定める。

区分	金額
減債積立金	847,808 千円

令和 4 年度新潟県一般会計補正予算

令和 4 年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,047,887千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,738,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 272,718,000	千円 9,562,000	千円 282,280,000
	第1項 県 民 税	66,671,000	△ 1,446,000	65,225,000
	第2項 事 業 税	66,135,000	4,117,000	70,252,000
	第3項 地 方 消 費 税	72,170,000	7,917,000	80,087,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,244,000	△ 64,000	4,180,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,297,000	143,000	2,440,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	469,000	15,000	484,000
	第7項 軽 油 引 取 税	22,922,000	△ 826,000	22,096,000
	第8項 自 動 車 税	32,899,000	△ 295,000	32,604,000
	第9項 鉾 区 税	27,000	4,000	31,000
	第10項 狩 猟 税	12,000	△ 2,000	10,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	150,000	△ 7,000	143,000
	第13項 正 法 に よ る 税	9,000	6,000	15,000
第2款 地方消費税清算金		104,469,000	7,766,000	112,235,000
	第1項 地方消費税清算金	104,469,000	7,766,000	112,235,000
第3款 地方譲与税		42,537,000	3,206,207	45,743,207
	第1項 特別法人事業譲与税	38,154,000	3,211,782	41,365,782

	第2項 地方揮発油譲与税	3,781,000		25,303	3,806,303
	第3項 石油ガス譲与税	137,000		4,146	141,146
	第4項 自動車重量譲与税	331,000	△	5,272	325,728
	第5項 森林環境譲与税	132,000	△	29,127	102,873
	第6項 航空機燃料譲与税	2,000	△	625	1,375
第4款 地方特例交付金		1,212,000	△	54,131	1,157,869
	第1項 地方特例交付金	1,212,000	△	54,131	1,157,869
第5款 地方交付税		252,000,000		9,347,577	261,347,577
	第1項 地方交付税	252,000,000		9,347,577	261,347,577
第6款 交通安全対策特別交付金		426,000	△	50,586	375,414
	第1項 交通安全対策特別交付金	426,000	△	50,586	375,414
第7款 分担金及び負担金		6,076,920	△	47,734	6,029,186
	第1項 分担金	1,861,812		12,030	1,873,842
	第2項 負担金	4,215,108	△	59,764	4,155,344
第8款 使用料及び手数料		14,644,178	△	425,276	14,218,902
	第1項 使用料	10,939,714	△	286,805	10,652,909
	第2項 手数料	3,704,464	△	138,471	3,565,993
第9款 国庫支出金		255,264,600	△	5,476,904	249,787,696
	第1項 国庫負担金	28,726,119	△	113,032	28,613,087

第10款 財産収入	第2項 国庫補助金	223,334,687	△ 4,763,541	218,571,146
	第3項 託金	3,203,794	△ 600,331	2,603,463
第11款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,841,640	△ 1,569,864	2,271,776
	第2項 財産売却収入	1,047,184	△ 91,747	955,437
第12款 寄附金	第1項 寄附金	2,794,456	△ 1,478,117	1,316,339
	第1項 寄附金	1,740,898	371,307	2,112,205
第13款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	1,740,898	371,307	2,112,205
	第2項 基金繰入金	26,326,207	△ 1,426,039	24,900,168
第14款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	3,569,939	227,109	3,797,048
	第2項 利子収入	22,756,268	△ 1,653,148	21,103,120
	第3項 公営企業貸付金収入	231,851,702	△ 86,636,851	145,214,851
	第4項 貸付金収入	197,641	△ 21,989	175,652
	第5項 受託事業収入	8,059	△ 198	7,861
	第6項 収益事業収入	14,898,366	△ 437,793	14,460,573
	第7項 利子割精算金収入	197,161,775	△ 84,965,132	112,196,643
	第8項 雑収入	10,955,302	△ 837,554	10,117,748
第14款 債	第6項 収益事業収入	2,993,551	△ 633,262	2,360,289
	第7項 利子割精算金収入	1	△ 1	
第14款 債	第8項 雑収入	5,637,007	259,078	5,896,085
第14款 債		284,039,000	△ 13,512,000	270,527,000

	第1項 県	債	284,039,000	△ 13,512,000	270,527,000
第15款 繰越金			5,638,788	4,898,407	10,537,195
	第1項 繰越金		5,638,788	4,898,407	10,537,195
歳入	合 計		1,502,785,933	△ 74,047,887	1,428,738,046

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,300,185 千円	△ 46,741 千円	1,253,444 千円	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	29,168,379	15,814,189	44,982,568	
	第2項 総 務 管 理 費	6,047,795	△ 439,750	5,608,045	
	第3項 統 計 調 査 費	11,429,328	16,525,281	27,954,609	
	第4項 徴 稅 費	458,099	△ 16,220	441,879	
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,180,498	64,619	7,245,117	
	第6項 選 挙 費	1,068,206	△ 59,294	1,008,912	
	第7項 人 事 委 員 会 費	2,583,094	△ 240,516	2,342,578	
	第8項 監 査 委 員 費	147,886	△ 6,446	141,440	
		253,473	△ 13,485	239,988	
第3款 環 境 費		6,653,915	△ 174,097	6,479,818	
	第1項 環 境 政 策 費	871,633	△ 450,110	421,523	
	第2項 環 境 対 策 費	910,288	△ 6,034	904,254	
	第3項 資 源 循 環 推 進 費	982,460	△ 76,022	906,438	
	第4項 防 災 費	3,889,534	358,069	4,247,603	
第4款 福 祉 保 健 費		229,788,424	1,959,741	231,748,165	

	福祉 保健 費	23,729,534	4,217,241	27,946,775
第1項	国保・福祉指導費	44,751,886	404,565	45,156,451
第2項	地域医療政策費	9,601,608	△ 7,567	9,594,041
第3項	医師・看護職員確保対策費	2,576,951	△ 56,708	2,520,243
第4項	高齢福祉保健費	45,620,188	△ 1,644,574	43,975,614
第5項	健康対策費	7,786,824	△ 112,519	7,674,305
第6項	生活衛生費	5,628,348	△ 394,555	5,233,793
第7項	障害福祉費	23,585,027	△ 202,889	23,382,138
第8項	子ども家庭費	23,654,719	△ 332,722	23,321,997
第9項	感染症対策費	42,853,339	△ 89,469	42,942,808
第10項				
第5款	労働 費	2,872,546	△ 401,800	2,470,746
第1項	労働委員会費	126,292	△ 10,626	115,666
第2項	しごと定住促進費	570,357	△ 29,834	540,523
第3項	雇用能力開発費	2,175,897	△ 361,340	1,814,557
第6款	産業 費	241,489,456	△ 88,723,075	152,766,381
第1項	産業政策費	7,337,831	△ 2,876,179	4,461,652
第2項	地域産業振興費	205,088,442	△ 85,158,174	119,930,268
第3項	創業・イノベーション推進費	2,117,241	△ 176,739	1,940,502
第4項	産業立地費	14,752,052	△ 793,603	13,958,449
第5項	観光費	6,426,136	△ 328,598	6,754,734
第6項	国際観光費	850,690	△ 48,112	802,578

第7項	文	化	費	2,941,708	192	2,941,900
第8項	ス	ポ	ツ	1,975,356	942	1,976,298
第7款	農	林	水	94,865,229	△	87,156,138
	業	業	務	3,372,841	△	3,266,928
	費	政	進	8,732,369	△	6,651,084
第1項	農	地	費	3,709,071	△	2,867,198
第2項	域	園	費	3,465,265	△	3,099,911
第3項	農	芸	費	1,902,166	△	1,737,475
第4項	産	普	費	3,388,705		3,413,163
第5項	産	及	費	3,189,454	△	3,158,474
第6項	品	流	費	13,742,452	△	12,544,984
第7項	産	通	費	5,913,827	△	5,758,698
第8項	畜	業	費	45,854,449	△	43,119,182
第9項	産	業	費	1,594,630	△	1,539,041
第10項	水	業	費			
第11項	産	業	費			
	業	業	費			
	地	業	費			
	管	理	費			
	地	盤	費			
	基	整	費			
	地	備	費			
	計	画	費			
第8款	土	木	費	175,288,009	△	171,533,749
	管	理	費	11,320,345	△	11,027,410
第1項	土	橋	費	69,925,419		73,278,559
第2項	道	り	費	37,553,499	△	35,708,779
第3項	河	川	費	17,977,951	△	14,505,849
第4項	砂	防	費	7,456,054		7,458,346
第5項	都	市	費	14,869,064	△	14,312,228
第6項	建	築	費			

	第7項	交	通	政	策	費	4,045,682		59,430	4,105,112					
	第8項	港	灣	振	興	費	496,634	△	61,164	435,470					
	第9項	港	灣	港	費	費	8,337,378	△	707,531	7,629,847					
	第10項	空	港	港	費	費	3,305,983	△	233,834	3,072,149					
第9款	警	警	察	管	理	費	51,658,362	△	67,916	51,590,446					
	第1項	警	察	行	政	費	47,507,894		15,795	47,523,689					
	第2項	警	察	行	政	費	4,150,468	△	83,711	4,066,757					
第10款	教	育	總	務	費	費	166,115,471	△	2,286,932	163,828,539					
	第1項	教	育	總	務	費	8,002,023	△	338,617	7,663,406					
	第2項	小	中	學	校	費	82,158,719	△	1,409,128	80,749,591					
	第3項	高	等	學	校	費	44,066,008		82,822	44,148,830					
	第4項	特	別	支	援	學	校	費	203,772	18,277,352					
	第5項	生	徒	指	導	費	395,448	△	33,747	361,701					
	第6項	生	涯	學	習	推	進	費	9,234	356,486					
	第7項	保	健	體	育	費	514,522	△	22,582	491,940					
	第8項	私	學	教	育	費	11,145,778	△	754,608	10,391,170					
	第9項	大	學	學	費	費	1,393,673	△	5,610	1,388,063					
第11款	災	害	復	舊	費	費	25,787,214		3,393,575	29,180,789					
	第1項	農	林	水	產	施	設	災	害	復	舊	費	5,327,537	2,039,485	7,367,022
	第2項	土	木	施	設	災	害	復	舊	費	1,345,768	21,253,706			
	第4項	警	察	施	設	等	災	害	復	舊	費	8,322	20,231		

第12款 県 債 費	第1項 県 債 費	316,021,029	△ 1,309,066	314,711,963
		316,021,029	△ 1,309,066	314,711,963
第13款 諸 支 出 金		161,477,714	9,257,586	170,735,300
	第1項 公 営 企 業 貸 付 金	14,898,366	△ 437,793	14,460,573
	第2項 雑 支 出	7,845,300	75,000	7,920,300
	第3項 地 方 消 費 税 清 算 金	70,904,821	6,777,776	77,682,597
	第4項 利 子 割 交 付 金	184,613	△ 91,354	93,259
	第5項 配 当 割 交 付 金	1,589,544	△ 248,292	1,341,252
	第6項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,673,298	△ 739,530	933,768
	第7項 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	113,253	10,455	123,708
	第8項 法 人 事 業 税 交 付 金	4,833,236	270,221	5,103,457
	第9項 地 方 消 費 税 交 付 金	52,884,524	3,945,414	56,829,938
	第10項 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	328,300	11,755	340,055
	第11項 環 境 性 能 割 交 付 金	980,860	△ 156,727	824,133
	第12項 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,240,884	△ 165,049	5,075,835
	第14項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714	5,710	6,424
歳 出	合 計	1,502,785,933	△ 74,047,887	1,428,738,046

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補正		補正		補正		
			補額	年度	前割額	補額	年度	後割額	
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費 路費	県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川大橋)	千円	30	千円	千円	30	千円	
				元	375,968		元	375,968	
				2	500,482		2	500,482	
				3	902,351		3	902,351	
			4,000,000	4	415,000	4,000,000	4	1,037,917	
				5	755,650		5	283,282	
				6	700,000		6	600,000	
				7	350,549		7	300,000	
				2	0		2	0	
				3	820,728		3	820,728	
	4	2,800,000	5,700,000	4	2,629,064				
					5,700,000			4	2,629,064

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度	額	説 明
新潟ふるさと村アピール館管理協定	令和5年度から 令和11年度まで	1,022,000千円		
＊で描く物語展開催費用負担協定 (相手方 糸で描く物語展新潟実行委員会 (仮称))	令 和 5 年 度	6,600千円		
阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)	令和5年度から 令和7年度まで	10,573千円		

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後		説 明
	期 間	度 額	期 間	度 額	
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和3年度から 令和13年度まで	4,761,974千円	令和3年度から 令和18年度まで	4,761,974千円	新潟県信用保証協会が令和2年度フューチャー（経営支援のための代位弁済）を行う際に、当該信用を以て、当該年度の返還を期して、当該年度の損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和4年度から 令和14年度まで	1,619,294千円	令和4年度から 令和19年度まで	1,619,294千円	新潟県信用保証協会が令和3年度フューチャー（経営支援のための代位弁済）を行う際に、当該信用を以て、当該年度の返還を期して、当該年度の損失を補償する。
一級河川十二沢川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度から 令和5年度まで	1,750,000千円	平成28年度から 令和8年度まで	1,750,000千円	

第4表 地方債補正
1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石綿対策事業費 関岬キャンプ場改修事業費	千円 160,000 27,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。
合 計	187,000			

2 変更		補		正		前		正		後	
		起債の目的	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	15,550,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)			借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。					
河川事業費	18,014,000				9パーセント以内						
海岸事業費	661,000										
砂防事業費	8,389,000										
街路事業費	557,000										
公園事業費	872,000										
公営住宅建設事業費	290,000										
港湾事業費	4,441,000										
空港事業費	922,000										
漁港事業費	600,000										
林道事業費	587,000										
治山事業費	3,211,000										

農地事業費	11,735,000				11,392,000		
災害復旧事業費	9,819,000				10,653,000		
学校教育施設等整備事業費	2,201,000				2,156,000		
生涯学習施設等整備事業費	79,000				55,000		
社会福祉施設整備事業費	478,000				234,000		
施設整備事業費 (一般財源化分)	247,000				15		
地域活性化事業費	1,270,000				1,300,000		
防災対策事業費	11,194,000				12,224,000		
地方道路等整備事業費	11,082,000				9,107,000		
合併特例事業費	1,301,000				1,470,000		
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	256,000				563,000		
河川等整備事業費	80,000				84,000		
臨時高等学校改築等事業費	110,000				89,000		
地域総合整備資金 貸付事業費	131,000				0		

警察施設整備事業費	282,000	308,000				
交通安全施設整備事業費	502,000	458,000				
本庁舎改修事業費	409,000	326,000				
地域機関改修事業費	491,000	455,000				
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000	34,000				
医療体制整備事業費	150,000	110,000				
農林水産業振興事業費	30,000	0				
公共施設等除却費	202,000	177,000				
行政改革推進債	5,241,000	3,900,000				
臨時財政対策債	15,800,000	10,944,000				
退職手当債	3,700,000	1,900,000				
減収補てん債	1,125,000	0				
合計	284,039,000	270,340,000				

令和4年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和4年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,788,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		217,278,412 千円	△ 490,012 千円	216,788,400 千円
	第1項 繰入金	217,278,412	△ 490,012	216,788,400
歳入	合計	217,278,412	△ 490,012	216,788,400

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		217,278,412 千円	△ 490,012 千円	216,788,400 千円
	第1項 県債費	217,278,412	△ 490,012	216,788,400
歳出	合計	217,278,412	△ 490,012	216,788,400

令和4年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付 業 取 入	第1項 繰越金	千円 227,201	千円 105,300	千円 332,501
歳 入	合 計	227,201	105,300	332,501

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地貸 づく 事業 資金費	第1項 貸付 事業 費	千円 227,201	千円 105,300	千円 332,501
歳	出	227,201	105,300	332,501
	合 計			

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,188,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 2,121,131	千円 67,206	千円 2,188,337
	第1項 国庫支出金	654,694	△ 197,335	457,359
	第2項 財産収入	1,223	△ 1,148	75
	第3項 繰入金	1,403,584	208,587	1,612,171
	第4項 雑収入	742	△ 6	736
	第5項 県債	40,800	△ 7,434	33,366
	第6項 分担金及び負担金	20,088	△ 5,554	14,534

	第7項 寄附金			2,700	2,700
	第8項 繰越金			67,396	67,396
歳入	合計		2,121,131	67,206	2,188,337

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	2,121,131 千円	67,206 千円	2,188,337 千円
	第2項 害金積立金	2,066,045	△ 506,865	1,559,180
	第3項 基金積立金	1,223	457,284	458,507
	第4項 県債出金	53,622	△ 583	53,039
第4項 繰出金		241	117,370	117,611
歳出	合計	2,121,131	67,206	2,188,337

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護資金貸付事業費	千円 14,800	普通貸借	無利子		災害用慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第15条第2項の規定による。	千円 7,366	補正前に同じ		補正前に同じ	

令和4年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,891,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,469,529千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		189,578,269 千円	3,891,260 千円	193,469,529 千円
	第1項 分担金及び負担金	49,810,117	34,083	49,844,200
	第2項 国庫支出金	52,094,708	△ 2,507,993	49,586,715
	第3項 財産収入	6,987	△ 6,620	367
	第4項 繰入金	12,718,395	△ 1,810,044	10,908,351
	第5項 雑収入	72,059,823	5,995,986	78,055,809
	第6項 繰越金	2,888,239	2,185,848	5,074,087
歳 入	合 計	189,578,269	3,891,260	193,469,529

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 国民健康保険事業費		千円 189,578,269	千円 3,891,260	千円 193,469,529	
	第1項 総務費	3,864	52	3,916	
	第2項 事業費	185,299,367	3,901,366	189,200,733	
	第3項 基金積立金	2,653,669	△ 6,620	2,647,049	
	第4項 諸支出名	1,621,369	△ 3,538	1,617,831	
歳出	合計	189,578,269	3,891,260	193,469,529	

令和4年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,096千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	489,923 千円	1,173 千円	491,096 千円
	第2項 雑収入	2,903	△ 2,903	238,106
歳 入	合 計	489,923	1,173	491,096

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金費 母貸付	第1項 貸付事業費	千円 489,923	千円 1,173	千円 491,096
歳	出	489,923	1,173	491,096
	合 計			

令和4年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ425,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371,540千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入		千円 797,421	千円 △ 425,881	千円 371,540
	第2項 諸 収 入	348,207	△ 35,281	312,926
	第3項 県 債	200,000	△ 185,750	14,250
	第4項 繰 越 金	243,054	△ 204,850	38,204
歳 入	合 計	797,421	△ 425,881	371,540

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付業		千円 797,421	千円 △ 425,881	千円 371,540
	第1項 貸付事業費	431,366	△ 381,052	50,314
	第2項 債券費	230,318	△ 23,043	207,275
	第3項 繰出金	135,737	△ 21,786	113,951
歳出	合計	797,421	△ 425,881	371,540

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	200,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人、通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	補正前と同じ	14,250	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	

令和4年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,602千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善資金		千円 51,111	千円 △ 25,480	千円 25,631
	第2項 繰越金	51,041	△ 25,480	25,561
歳 入	合 計	182,082	△ 25,480	156,602

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 51,061	千円 △ 25,480	千円 25,581
歳	出	182,082	△ 25,480	156,602
	合 計			

令和4年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,475千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,366千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 60,841	千円 △ 40,475	千円 20,366
	第3項 繰越金	85	△ 85	20,305
	合 計	60,841	△ 40,475	20,366
歳 入	合 計	60,841	△ 40,475	20,366

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金費 付事業	第1項 貸付事業費	千円 60,791	千円 △ 40,475	千円 20,316
歳	出	60,841	△ 40,475	20,366
	合 計			

令和4年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,326千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		167,446	△ 40,326	127,120
	第1項 国庫支出金	57,330	△ 26,111	31,219
	第2項 財産収入	15,274	△ 4,859	10,415
	第3項 繰入金	79,391	△ 150	79,241
	第4項 県債	11,700	△ 11,700	
	第5項 繰越金	3,751	2,494	6,245

歲	入	合	計	167,446	△	40,326	127,120
---	---	---	---	---------	---	--------	---------

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	166,446 千円	△ 40,326 千円	126,120 千円
	第2項 県債費	87,055	△ 40,176	46,879
	合計	55,391	△ 150	55,241
歳	出	167,446	△ 40,326	127,120

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円
県有林事業費	11,700	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

令和4年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ533,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収入	千円 401,915	千円 131,525	千円 533,440
	第1項 財産収入	400,000	131,525	531,525
歳 入	合 計	401,915	131,525	533,440

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 401,915	千円 131,525	千円 533,440
	第2項 繰出金	400,000	131,525	531,525
歳出	合計	401,915	131,525	533,440

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,290,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,627,860	千円 △ 337,400	千円 2,290,460
	第2項 国庫支出金	15,000	△ 15,000	
	第6項 県債	917,000	△ 322,400	594,600
歳 入	合 計	2,627,860	△ 337,400	2,290,460

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 2,627,707	千円 △ 337,400	千円 2,290,307
	第1項 事業費	1,195,669	△ 337,400	858,269
歳	出	2,627,860	△ 337,400	2,290,460
	合計			

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法
港湾整備事業費	375,000	千円	又借入元金とれ 普通債発行額を は、発行面額を き、その差額を 埋め、必要額を 金額に金額を加 算する。	年9パー セント以内	借入れの40年以 内均等償還し、 又1期又は2期 一括払いの償還 し、期間中償還 し、償還利率は 据上り、償還利 率は据上り、償 還方法は据上り による。			52,600	千円	補正前に同じ		
合 計	917,000							594,600				

令和4年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係供給電力量	444,256		MWh 426,770

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 6,948,922	千円 △ 259,454	千円 6,689,468
第1項	営業収益	6,823,610	△ 257,672	6,565,938
第2項	財務収益	3,627	△ 100	3,527
第3項	事業外収益	121,685	△ 1,682	120,003

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 電気事業費用	7,057,183 千円	252,606 千円	7,309,789 千円
第1項 営業費用	6,551,005	△ 922,248	5,628,757
第3項 事業外費用	309,066	142,810	451,876
第5項 特別損失		1,032,044	1,032,044

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,380,774千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,138,011 千円	△ 1,592,000 千円	2,546,011 千円
第1項 企業債	3,728,000	△ 1,592,000	2,136,000

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 9,577,214	千円 △ 1,650,429	千円 7,926,785
第1項 建設改良費	4,657,810	△ 1,653,012	3,004,798
第5項 投資		2,583	2,583

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源						
				過 損 留 保 益 金	減 積	債 立 金	建 設 改 良 積 立 金	経 営 安 定 金 積 立 金	地 域 振 興 積 立 金	消 費 税 支 出 調 整 額
第1項 建設改良費	千円 3,004,798	千円 2,136,001	千円 868,797					千円 208,000	千円 272,074	
第2項 企業償還金	1,918,404	410,000	1,508,404	1,457,404		51,000				
第3項 他会計繰出金	3,000,000		3,000,000						3,000,000	
第4項 雑支出	1,000	10	990	990						
第5項 投資	2,583		2,583	2,583						
計	7,926,785	2,546,011	5,380,774	1,460,977		51,000	388,723	208,000	3,000,000	272,074

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額	
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	7,985,170	元	176,395	元	176,395	
				2	128,325	2	128,325	
				3	1,607,555	3	1,607,555	
				4	2,526,492	4	981,093	
				5	1,798,830	5	2,828,849	
				6	1,747,573	6	1,939,389	
						7	323,564	
			7,985,170		7,985,170			

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元	金額	変更金額
水力発電所建設改良事業費	3,728,000	千円	2,136,000
		千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与	1,030,702 千円	942,107 千円

令和 4 年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量					
		予	定	量	更	定	量	更	定	量					
1	2	50,356,797	立	方	メ	ー	ト	ル	51,304,995	立	方	メ	ー	ト	ル
	3	138,726	立	方	メ	ー	ト	ル	141,336	立	方	メ	ー	ト	ル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	1,917,473	165,108	2,082,581
第1項 営業収益	1,529,762	32,283	1,562,045
第2項 営業外収益	240,221	8,069	248,290
第3項 特別利益	147,490	124,756	272,246

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	1,984,600	13,106	1,997,706
第1項 営業費用	1,948,301	△	1,882,455
第2項 営業外費用	26,299	78,952	105,251

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額724,459千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 1,912	千円 46,486	千円 48,398
第2項 雑収入	1,882	25,098	26,980
第3項 他会計補助金		21,388	21,388

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 856,717	千円 83,860	千円 772,857
第1項 建設改良費	726,822	83,861	642,961
第3項 投資	11	1	12

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源		
					建設改良 積立金	過損留 益保 年勘資金	度定金 消費的 資本調 整 税収額
第1項	建設改良費	千円 642,961	千円 48,398	千円 594,563	千円 367,707	千円 171,747	千円 55,109
第2項	企業償還金	129,884		129,884		129,884	
第3項	投資	12		12		12	
	計	772,857	48,398	724,459	367,707	301,643	55,109

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
上越工業用水道 運転管理及び巡視点検業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	千円 335,108	令和5年度から 令和8年度まで	千円 365,507

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与	千円 373,869	千円 335,164

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を56,911千円に改める。

令和4年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 109,000	平方メートル 107,524	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 2,034,038	千円 148,141	千円 2,182,179
第1項	営業収益	1,228,500	148,197	1,376,697
第2項	営業外収益	805,538	△ 56	805,482

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用地造成事業費用	千円 1,145,476	千円 96,022	千円 1,241,498
第1項 営業費用	1,138,395	95,332	1,233,727
第2項 営業外費用	6,081	690	6,771

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 49,619	千円 27,798

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,145千円に改める。

令和4年度新潟県新潟港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県新潟港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土地の売却		平方メートル 8,241			平方メートル 1,080	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 106,740	千円 △ 71,147	千円 35,593
	第1項 営業収益	104,132	△ 71,148	32,984
	第2項 営業外収益	2,608	1	2,609

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業費用	千円 64,574	千円 △ 49,109	千円 15,465
第1項 営業費用	64,518	△ 49,109	15,409

令和4年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	入	外		
年 間 患 者 数	院		678,000 人	640,000 人
		来	1,136,000 人	1,109,000 人
		計	1,814,000 人	1,749,000 人
1 日 平 均 患 者 数	院		1,858 人	1,753 人
		来	4,675 人	4,564 人
		計	6,533 人	6,317 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業収益	76,037,007	725,824	76,762,831
第1項	医療収益	59,764,715	△ 793,198	58,971,517
第2項	医療外収益	16,272,092	1,519,222	17,791,314
第3項	特別利益	200	△ 200	

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業費用	76,382,554	1,260,914	77,643,468
第1項	医療費用	74,632,641	1,430,473	76,063,114
第2項	医療外費用	1,749,713	△ 169,359	1,580,354
第3項	特別損失	200	△ 200	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,687,196千円は、過年度分損益勘定留保資金1,687,196千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	9,053,665	△ 73,805	8,979,860
第1項 投資回収金	1,853	△ 898	955
第2項 企業債	5,218,200	△ 92,900	5,125,300
第3項 補助金	8,492	33,645	42,137
第4項 負担金交付金	3,823,583	△ 13,582	3,810,001
第5項 その他資本的収入	1,537	△ 70	1,467

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	10,757,480	△ 90,424	10,667,056
第1項 建設改良費	5,655,044	△ 90,992	5,564,052
第2項 投資	1,853	568	2,421

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元			金額			變更金額		
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額	總額	年度	年割額
			千円	25	千円	25	千円	25	千円	25	千円
				26	546,230		26	546,230		26	546,230
				27	3,726,370		27	3,726,370		27	3,726,370
				28	561,097		28	561,097		28	561,097
				29	321,756		29	321,756		29	321,756
				30	1,028,382		30	1,028,382		30	1,028,382
				元	4,248,794		元	4,248,794		元	4,248,794
				2	2,384,015		2	2,384,015		2	2,384,015
				3	745,495		3	745,495		3	745,495
				4	542,000		4	542,137		4	542,137
				5	759,212		5	413,792		5	413,792
							6	345,283		6	345,283
				27	290,004		27	290,004		27	290,004
					14,863,351			14,863,351			
		十日町病院改築事業									
1	資本的支出										
	1	建設改良費									

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
1 職員給与	千円 37,347,926	千円 38,260,998
2 交際費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,357,555千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科目	元金額	変更金額
たな卸資産購入限度額	千円 21,121,290	千円 21,050,634

令和4年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予定量	変更	予定量
年間患者数	入	院	170,000人		162,000人
	外		289,000人		293,000人
	計		459,000人		455,000人
1日平均患者数	入	院	464人		442人
	外		1,193人		1,206人
	計		1,657人		1,648人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	千円 3,624,918	千円 100,109	千円 3,725,027
第1項 医療収益	60,921	2,469	63,390
第2項 医療外収益	3,495,597	166,040	3,661,637
第3項 特別利益	68,400	△ 68,400	

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	千円 3,647,045	千円 170,226	千円 3,817,271
第1項 医療費用	3,218,045	△ 153,299	3,064,746
第2項 医療外費用	429,000	323,525	752,525

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	9,415,840	△ 10,225	9,405,615
第1項 企業債	7,705,000	△ 2,000	7,703,000
第2項 補助金	9,402	△ 9,120	282
第3項 負担金交付金	1,701,438	895	1,702,333

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,415,840	△ 10,225	9,405,615
第1項 建設改良費	8,704,276	△ 10,225	8,694,051

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	22,899,083	千円	30	千円 22,076	23,578,678	30	千円 22,076
					元	513,091		元	513,091
					2	42,750		2	42,750
					3	1,513,823		3	1,513,823
					4	7,503,279		4	7,503,279
			5	13,304,064	5	13,983,659			

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元	金額	変更金額
病院整備事業費	千円	7,705,000	千円 7,703,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を816,714千円に改める。

令和4年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	営業関係	分	元	予定量	変更予定量
		2 年間総処理水量			
1 営	業	2 年間総処理水量	80,276,705	立方メートル	77,979,941 立方メートル
		3 一日平均処理水量	219,936	立方メートル	213,644 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業収益	12,566,214	△ 96,837	12,469,377
第1項 営業収益	4,481,718	△ 137,970	4,343,748
第2項 営業外収益	8,084,486	41,143	8,125,629
第3項 特別利益	10	△ 10	10

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	11,654,175	74,341	11,728,516
第1項 営業費用	10,704,809	82,137	10,786,946
第2項 営業外費用	849,356	△ 7,786	841,570
第3項 特別損失	10	△ 10	10

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,192,794千円は、当年度分損益勘定留保資金1,418,153千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157千円、当年度利益剰余金処分額740,861千円及び繰越利益剰余金処分額33,623千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	7,013,752	△ 1,438,144	5,575,608
第1項 企業債	1,712,900	△ 249,000	1,463,900
第2項 国庫補助金	3,618,259	△ 795,249	2,823,010
第3項 他会計補助金	118,347	△ 72,447	45,900
第4項 負担金	1,564,246	△ 321,448	1,242,798

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,208,965	△ 1,440,563	7,768,402
第1項 建設改良費	6,749,172	△ 1,440,709	5,308,463
第5項 固定資産購入代金		145	145
第6項 国庫補助金返還金		1	1

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,445,900	千円 1,196,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 301,196	千円 314,678

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,378,727千円に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を774,484千円に改め、次のとおり処分するものと改める。

区分	元金額	変更金額
減債積立金	千円 782,485	千円 774,484

令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	特定地域の自立・安全を支援する事業費	千円 2,772
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	305,554
第3款 環境費	第1項 環境政策費	本庁舎整備費	229,717
		県有財産管理費	14,370
		県有施設の脱炭素設備導入費	24,388
		業務用建物の脱炭素化推進費	12,062

		雪国型ZEHモニター実証事業費	23,331	
第2項 環境対策費		自然公園等利用施設修繕費	50,000	
		関岬キャンプ場整備費	36,000	
第3項 資源循環推進費		3 R 取組企業支援費	8,281	
第4項 防災費		教育訓練施設等整備費	87,153	
第4款 福祉保健費	第3項 地域医療政策費	地域基幹病院整備補助金	55,904	
		回復期リハビリテーション病棟等施設整備事業費	5,253	
		医療機関原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	180,000	
		第2次救急医療体制整備補助金	15,152	
		第5項 高齢福祉保健費	介護職員宿舍施設整備支援費	18,206
			介護施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	14,077
		第7項 生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金	35,000
			水道施設災害復旧費補助金	1,978
第8項 障害福祉費		障害福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	3,776	

第6款 産業費	第9項 子ども家庭費	障害児通所支援事業所安全対策事業費	69,720
		バリアフリーまちなみづくり事業費	601,138
		障害者支援施設等整備補助金	281,557
		県立児童福祉施設整備事業費	32,778
		認可外保育施設安全対策事業費	4,500
		児童福祉施設等原油・原材料価格高騰等 対応設備導入緊急支援費	14,242
		商店街機能強化等促進費	16,400
		商工会地域活性化推進補助金	4,712
		中小企業等原油・原材料価格高騰等対応 設備導入緊急支援費	444,600
		被災中小企業等再建支援費	213,000
		再生可能エネルギー設備導入促進費	874
		自然エネルギー島構想実現に向けた 太陽光発電等導入促進費	96,924
第5項 観光費	新潟ふるさと村施設整備費	14,235	
	新潟観光ファンづくり費	5,390	
第3項 創業・イノベーション推進費			

		教育旅行誘致推進費	14,940
		観光基盤整備事業費	10,200
	第7項 文化費	文化財保護助成費	7,500
		近代美術館維持補修費	11,550
	第8項 スポーツ費	社会体育施設管理費	8,250
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	農業総務課運営費	2,025
	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	21,611
	第3項 農産園芸費	大規模園芸産地創出事業補助金	50,000
		農薬適正管理事業補助金	19,291
		肥料価格高騰対策支援補助金	853,346
		緊急有害鳥獣被害防止総合対策補助金	5,455
	第6項 畜産業費	家畜保健衛生所運営費	1,412
	第7項 水産業費	水産課運営費	3,219
		漁場環境保全創造事業費	88,978

	県営漁港維持管理費	2,117
	県営漁港維持補修費	11,019
	県営漁港海岸保全施設点検費	8,220
	県営漁港海岸保全事業費	92,693
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	113,076
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金	10,540
	県営漁港整備事業費	22,098
第8項	林業費	22,666
	林道改良事業補助費	5,656
	県単林道整備事業補助金	83,181
	地域活性化林道事業費	15,843
	きのこ王国支援事業補助金	73,338
	県営貯木場跡地護岸整備費	21,912
	持続的林業確立対策事業補助金	122,312
	予防治山事業費	

	地すべり防止事業費	169,755
	機能強化・老朽化対策事業費	101,871
	山地防災力強化総合対策事業費	55,531
	災害関連緊急治山等事業費	1,037,186
	小規模治山事業費	78,534
	小規模治山事業補助金	2,696
	緑と水の総合治山事業費	12,930
	土砂災害緊急治山事業費	31,880
	土砂災害緊急治山事業補助金	21,500
	特定母樹採種園緊急整備事業費	11,800
第9項 農地管理費	土地改良施設県管理費	417,087
第10項 農地基盤整備費	県営地盤沈下対策農地事業費	150,000
	県営農道橋等保全対策事業費	16,000
	県営地域用水環境整備事業費	24,118

	団体営基幹水利施設ストックマネジメント 事業助成費	233,249
	地域農業水利施設ストックマネジメント 事業助成費	124,351
	団体営農業水路等長寿命化・防災減災 事業助成費	38,500
	団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費	6,578
	団体営農村振興総合整備事業助成費	8,100
	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	42,000
	基盤整備促進事業助成費	114,549
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	12,028
	耕作条件改善事業助成費	78,584
	県単地すべり防止事業費	61,300
	県単農業・農村整備事業補助金	13,475
	県単地すべり防止事業調査費	1,120
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画 事業補助金	93,718
第11項 農地計画費	農業用水水利権変更更新調査費	1,870

	県営農業農村整備調査計画費	59,512
	団体営調査設計事業補助金	100,000
	農山漁村情報通信環境整備計画策定 事業補助金	40,579
	地籍調査事業費	38,881
第8款 土木	第1項 土木管理費	15,582
	道路敷管理費	2,700
	河川台帳整備費	6,295
	土木施設等環境整備対策費	408,239
	うるおいの新潟創成事業費	43,918
	公共事業企画調査費	15,089
	社会資本長寿命化対策費	299,486
	建設業活性化支援事業費	7,950
	管理関係道路調査費	178,342
	建設関係道路調査費	82,767
	第2項 道路橋りょう費	

道路維持管理費	835,688
弥彦山・七浦道路維持管理費	9,876
舗装道路維持修繕費	14,725
橋りょう維持修繕費	332,797
隧道維持修繕費	47,400
防災・防雪施設維持修繕費	22,752
道路改築費(県単)	639,471
地域づくり基盤道路整備事業費	1,044,776
道路安全施設費	545,115
道路路改善費	456,526
道路防災対策費	105,200
橋りょう補修費(県単)	841,432
隧道補修費	392,844
舗装道路補修費	1,010,061

	防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	308,282
	雪 寒 対 策 機 械 整 備 費	108,169
	雪 寒 施 設 整 備 費	80,998
	道 路 融 雪 施 設 補 修 費	851,437
	道 路 融 雪 施 設 維 持 費	2,500
	電 源 立 地 関 係 道 路 費	69,000
第3項 河 川 海 岸 費	排 水 機 場 等 維 持 管 理 費	47,056
	排 水 機 場 等 整 備 費	36,811
	魚 野 川 流 域 水 環 境 影 響 調 査 費	3,098
	河 川 調 査 費	67,064
	海 岸 調 査 費	1,165
	水 防 施 設 維 持 管 理 費	2,778
	豪 雨 時 の 主 体 的 な 避 難 行 動 支 援 費	10,000
	河 川 維 持 費	335,797

	河川補修費	934,123
	ふるさとの川づくり協働事業費	1,000
	河川環境整備費	7,940
	河川整備費	627,800
	海岸侵食対策費	147,000
	海岸環境整備費	18,000
	海岸老朽化対策費	10,000
	海岸維持費	10,000
	海岸施設補修費	123,000
	海岸整備費	152,953
	ダム維持管理費	24,907
	ダム施設緊急整備事業費	318,429
第4項	砂防費	2,613
	河川砂防調査費	54,269

地すべり調査費	1,863
急傾斜地崩壊対策調査費	167
雪崩対策調査費	361
砂防設備修繕費	40,000
砂防施設維持修繕費	16,057
地すべり防止施設維持修繕費	5,683
急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	7,721
災害関連緊急砂防費	2,552,922
集落雪崩対策施設維持修繕費	950
砂防工事費	142,771
土砂災害・火山噴火緊急事業費	834,547
障害防止費	24,249
情報システム修正費	877
気象観測機器更新費(砂防)	575

	災害関連緊急地すべり対策費	200,000
	地すべり防止工事費	34,792
	急傾斜地崩壊防止工事費	31,000
	集落雪崩対策費	16,216
	都市計画基礎調査費	5,746
	持続可能なまちづくり推進事業費	900
	美しいまちづくり推進事業費	2,497
	空き家対策支援事業費	1,500
	街路整備備費	171,982
	景観・歴史まちづくり推進事業費	7,999
	政令指定都市拠点化支援交付金	57,800
	公園整備費(県単)	143,300
	公園維持管理費	15,000
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	2,500
第5項 都市計画費		

		流域別下水道整備総合計画策定費	9,300
第6項 建築費	費	空き家再生等支援費	29,131
		流域下水道事業建築工事費	147,000
		既設公営住宅改善費	409,270
		公営住宅建設費	55,434
		住環境整備費	25,700
		県営住宅管理費	23,527
第7項 交通政策費	費	地域公共交通感染症拡大防止対策費	265,940
第8項 港湾振興費	費	脱炭素型輸出入コンテナ貨物輸送需要調査費	12,150
		万代島施設維持管理費	16,683
第9項 港湾費	費	港湾施設維持管理費	266,709
		派川加治川補償用水施設等管理費	26,723
		港湾等調査費	62,015
		港湾修繕費	157,914

		港灣環境整備費	41,634
		港灣環境整備費	156,439
		港灣設施改良統合補助事業費	812,039
	第10項	佐渡空港維持管理費	25,897
		佐渡空港改修費	344,537
	第9款	警察庁舎等特別修繕費	74,901
		南魚沼警察署建築費	18,041
		十日町警察署建築費	133,100
		交番駐在所建築費	7,887
		警察署等整備費	86,545
	第10款	公立幼稚園ICT環境整備支援費	14,250
		高校大規模・耐震改修費(県単)	918,624
		高等学校冷房整備費	86,629
		高校環境整備費	252,695

		高校外壁老朽化対策費	11,818
		高校修繕費	46,914
		特別支援学校環境整備費(県単)	9,870
		自然体験活動費	7,779
		こどもの安心・安全対策支援費	94,920
		私立幼稚園安心・安全対策支援費	18,720
		林道施設災害復旧事業助成費	658,514
		治山施設災害復旧費	200,450
		耕地災害復旧費	3,412,093
		農業共同利用施設災害復旧事業助成費	214
		建設関係災害復旧費	9,833,464
		県単災害復旧費	92,575
		警察施設等災害復旧費	2,374
		学校災害復旧費	38,724
		特別支援学校費	
	第4項	特別支援学校費	
	第6項	生涯学習推進費	
	第7項	保健体育費	
	第8項	私学教育振興費	
第11款	災害復旧費	農林水産施設費	
		災害復旧費	
	第1項	農林水産施設費	
	第2項	土災復旧費	
	第4項	警災復旧費	
	第5項	教災復旧費	

	第6項 震災 業復 施設 費	社会体育施設 災害復旧費	44,929
合	計		42,814,041

2 変 更						
款	項	事業名	修正前の額	修正後の額		
第2款 総務費	第1項 政策費	ウクライナ避難民受入支援費	千円 3,100	千円 4,924		
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	53,848	717,727		
	第6項 健康対策費	出産・子育て支援費	1,527,395	3,163,937		
第6款 産業費	第2項 地域産業振興費	地場産業振興総合支援費	12,000	42,130		
	第4項 産業立地費	未来創造産業立地促進補助金	1,000,000	1,852,598		
	第5項 観光費	観光需要喚起緊急対策費	33,500	4,209,754		
第7款 農林水産業費	第7項 文化費	自然科学館施設整備費	230,000	329,858		
	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	1,904,000	2,117,267		
	第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費		65,220	296,775	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費		287,000	425,533	
	第8項 林業費	県営漁港施設機能強化事業費		35,000	228,890	
		林道開設事業費	233,330	692,804		

		民有林造林奨励補助金	171,910	737,959
		復旧治山事業費	175,350	253,672
		防災林造成事業費	508,200	715,209
		保安林保育事業費	95,785	101,959
		県営かんがい排水事業費	1,517,919	1,972,919
		県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	764,792	1,005,792
		県営農地防災排水事業費	880,731	892,793
		県営湛水防除事業費	2,680,515	2,920,515
		県営地すべり対策農地事業費	258,210	532,310
		県営ため池等整備事業費	1,119,465	1,420,929
		国営附帯県営農地防災事業費	188,412	199,412
		県営特定農業用管水路等特別対策事業費	175,243	177,243
		県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	954,676	1,123,291
		県営経営体育成基盤整備事業費	11,813,957	13,549,820
		第10項 農地基盤整備費		

			県営中山間地域対策事業費	684,361	1,164,216
			団体営農道保全対策事業助成費	18,223	86,038
			団体営農業集落排水事業助成費	39,549	233,149
			防災・減災対策農業水利施設 点検・調査計画費	60,000	633,000
		第11項 農地計画費	団体営農村整備事業調査計画補助金	122,500	127,000
第8款 土 木 費		第2項 道路橋りょう費	道路改良費	1,145,151	4,020,584
			災害防除施設費	925,387	1,136,032
			交通安全施設費	279,585	470,976
			橋りょう補修費	829,015	978,849
			緊急地方道路整備費	7,603,321	13,856,365
			緊急地方道路整備費(街路)	283,500	1,297,025
		第3項 河川海岸費	河川管理施設機能確保事業費	491,400	655,100
			総合流域防災対策情報基盤等整備費	120,750	246,750
			広域河川改修費	2,564,100	5,978,604

	河川総合流域防災対策整備費	231,000	333,508
	河川災害復旧助成費	1,181,400	1,985,636
	河川災害復旧関連緊急事業費	2,035,700	3,260,997
	海岸高潮対策費	85,800	120,800
	河川総合開発事業費	76,730	308,320
	堰堤改良費	802,656	838,210
第4項 砂防費	通常砂防費	929,304	2,567,494
	砂防総合流域防災対策整備費	1,665,256	2,262,874
	火山砂防費	156,000	486,705
	地すべり対策費	873,600	1,174,515
	急傾斜地崩壊対策費	639,600	819,600
第5項 都市計画費	街路事業費	10,500	368,087
	公園整備費	505,282	1,255,482
第7項 交通政策費	次世代タクシー等導入促進費	7,225	31,475

第9項 港 灣 費	港 灣 改 修 費	230,000	1,517,306
	港 灣 海 岸 保 全 費	186,000	472,070
第10款 教 育 費	第1項 教 育 總 務 費	1,906	8,674
	第4項 特 別 支 援 學 校 費	123,574	133,574
合 計		58,243,705	95,160,807

令和4年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 9,845	千円 29,404
合	計		9,845	29,404

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	335,590
		港湾施設整備費	14,100
合 計			349,690